



2018 新規上場ガイドブック 新旧対照表

2018年7月

JASDAQ 編

ページ	新	旧
7	<p>【上場申請のエントリーから上場承認までのモデルスケジュール】</p> <p>&lt;前半&gt;</p> <p><a href="#">図表を変更</a></p>	<p>【上場申請のエントリーから上場承認までのモデルスケジュール】</p> <p>&lt;前半&gt;</p> <p>(図)</p>
8	<p>&lt;後半&gt;</p> <p><a href="#">図表を変更</a></p>	<p>&lt;後半&gt;</p> <p>(図)</p>
11	<p>なお、上場申請は、原則として、申請直前事業年度に係る定時株主総会終了後に行われ、申請会社側は、<a href="#">社長</a>、上場申請に係る責任者、窓口となる事務担当者、主幹事証券会社の担当者などが出席します。</p>	<p>なお、上場申請は、原則として、申請直前事業年度に係る定時株主総会終了後に行われ、申請会社側は、上場申請に係る責任者、窓口となる事務担当者、主幹事証券会社の担当者などが出席します。</p>

ページ	新	旧
32	<p>(例) 直前々期の監査報告書に「限定付適正意見」が付されて上場したケース</p>  <p>・監査契約は平成X1年12月に締結しています。  ・直前々期(平成X2年3月期)の監査報告書には「限定付適正意見(※)」、直前期(平成X3年3月期)の監査報告書には「無限定適正意見」が付されています。</p> <p>(※) 監査報告書の記載  当監査法人は、決算日後の平成X1年12月××日に監査契約を締結したため、会社の平成X1年3月31日現在に棚卸資産〇〇〇百万円に関する実地棚卸に立会うことができなかった。  当監査法人は、上記の財務諸表が、上記事項の財務諸表に与える影響を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社〇〇の平成X2年3月31日現在の財政状況並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。</p>	<p>(例) 直前々期の監査報告書に「限定付適正意見」が付されて上場したケース</p>  <p>・監査契約は平成X1年12月に締結しています。  ・直前々期(平成X2年3月期)の監査報告書には「限定付適正意見(※)」、直前期(平成X3年3月期)の監査報告書には「無限定適性意見」が付されています。</p> <p>(※) 監査報告書の記載  当監査法人は、決算日後の平成X1年12月××日に監査契約を締結したため、会社の平成X1年3月31日現在に棚卸資産〇〇〇百万円に関する実地棚卸に立会うことができなかった。  当監査法人は、上記の財務諸表が、上記事項の財務諸表に与える影響を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社〇〇の平成X2年3月31日現在の財政状況並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。</p>
62	<p>(注5)「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」においても独立役員についての記載が必要となります(規則第211条第4項第6号)。</p>	<p>(注5)「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」においても独立役員についての記載が必要となります(規則第211条第4項第5号)。</p>
67	<p>(注2) グロースへの新規上場会社が、上場時に独立役員の選任を行ってない場合は、「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」に独立役員の記載は必要ありません。しかし、上場後、独立役員の選任を行って以降、最初に提出する「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」においては、独立役員についての記載が必要となります。(規則第226条第4項第6号)</p>	<p>(注2) グロースへの新規上場会社が、上場時に独立役員の選任を行ってない場合は、「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」に独立役員の記載は必要ありません。しかし、上場後、独立役員の選任を行って以降、最初に提出する「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」においては、独立役員についての記載が必要となります。(規則第226条第4項第5号)</p>
173	<p>(18) その他</p> <p><b>Q47: 特定の大株主との間で、重要事項(大型設備投資)の事前承認や役員任命権の付与などが含まれる契約を締結し</b></p>	<p>(18) その他</p> <p><b>(新設)</b></p>

ページ	新	旧
	<p><u>ていますが、このような場合、審査上どのように判断されるのでしょうか。</u></p> <p><b>A47</b>：<u>特定の株主に特別な権利を付与する契約の存在は、その他の株主の権利を損うものとなる懸念が高いことから、申請前に解消されていることが原則となります。</u></p>	
173～ 174	<p><u>(上記 Q47 の追加に伴う変更)</u></p> <p><u>Q48～50</u></p> <p><u>A48～50</u></p>	<p><u>Q47～49</u></p> <p><u>A47～49</u></p>
176	<p>(1) 上場前の株式等の移動の状況に関する記載 (中略)</p> <p>(注1)「特別利害関係者等」とは、次に掲げる者をいいます。</p> <p>①申請会社の特別利害関係者(開示府令第1条第31号イに規定する特別利害関係者)</p> <p>②申請会社の大株主上位10名(申請会社の従業員持株会を除きます。)</p> <p>③申請会社の人的関係会社(開示府令第1条第31号ハに規定する人的関係会社)及び資本的関係会社(開示府令第1条第31号ハに規定する資本的関係会社)並びにこれらの役員</p> <p>④<u>金融商品取引業者等</u>並びにその役員、人的関係会社(開示府令第1条第31号ハに規定する人的関係会社)及び資本的関係会社(開示府令第1条第31号ハに規定する資本的関係会社)</p>	<p>(1) 上場前の株式等の移動の状況に関する記載 (中略)</p> <p>(注1)「特別利害関係者等」とは、次に掲げる者をいいます。</p> <p>①申請会社の特別利害関係者(開示府令第1条第31号イに規定する特別利害関係者)</p> <p>②申請会社の大株主上位10名(申請会社の従業員持株会を除きます。)</p> <p>③申請会社の人的関係会社(開示府令第1条第31号ハに規定する人的関係会社)及び資本的関係会社(開示府令第1条第31号ハに規定する資本的関係会社)並びにこれらの役員</p> <p>④<u>証券会社(外国証券会社を含みます。)</u>並びにその役員、人的関係会社(開示府令第1条第31号ハに規定する人的関係会社)及び資本的関係会社(開示府令第1条第31号ハに規定する資本的関係会社)</p>

以 上